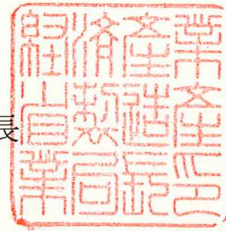


経 済 産 業 省

20191025製局第1号
令和元年11月8日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から令和元年10月25日付け警察庁丙組組企発第191号、警察庁警備局長から令和元年10月25日付け警察庁丙備企発第169号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が令和元年10月25日付け外務省告示第179号により、国家公安委員会委員長が令和元年10月25日付け国家公安委員会告示第40号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機密性 1

警察庁丙組組企発第 191 号
警察庁丙備企発第 169 号
令和元年 10 月 25 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 129）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和元年 10 月 25 日付け外務省告示第 179 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」（令和元年 10 月 25 日付け国家公安委員会告示第 40 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、ISILその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第七十九号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和元年外務省告示第三百三十八号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第九百八十八号、第九百八十九号及び第二千二百五十三号に基き設立された各理事会委員会が令和元年十月十一日に行つた決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4(b)、第千三百三十三号8(c)、第千三百九十号2(a)、第千九百八十八号1(a)、第千九百八十九号1(a)、第千二百五十三号2(a)及び第二千二百五十五号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

外務大臣 茂木 敏充

令和元年十月二十五日
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう^に改める。

名 出 発	名 出 発
<p>(別表)</p> <p>[1. ～770. 同左]</p> <p>771. アンジェム・チャウダリー (別名：アブ・ルクマン)</p> <p>ANJEM CHOUDARY (a. k. a. : Abu Luqman)</p> <p>称号：不明</p> <p>役職：不明</p> <p>生年月日：1967年1月18日</p> <p>出生地：Wellington, London, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland</p> <p>国籍：英国</p> <p>旅券番号：英国旅券番号 516384722 (グラスゴー旅券局より2013年5月6日発行、2023年6月6日失効)</p> <p>ID番号：不明</p> <p>住所：<u>Frankland Prison, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland</u></p> <p>国連制裁委員会による指定日：<u>2018年10月15日</u></p> <p>その他の情報：2014年7月に、イラクのアル・カーイダ(453. に指定した団体)としてリストに掲載されているISIL(いわゆる「イスラム国」)に忠誠を誓った。2018年10月に仮釈放予定で2014年9月に英国において収監された。同人对するインターポール(国際刑事警察機構)・</p>	<p>(別表)</p> <p>[1. ～770. 略]</p> <p>771. アンジェム・チャウダリー (別名：アブ・ルクマン)</p> <p>ANJEM CHOUDARY (a. k. a. : Abu Luqman)</p> <p>称号：不明</p> <p>役職：不明</p> <p>生年月日：1967年1月18日</p> <p>出生地：Wellington, London, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland</p> <p>国籍：英国</p> <p>旅券番号：英国旅券番号 516384722 (グラスゴー旅券局より2013年5月6日発行、2023年6月6日失効)</p> <p>ID番号：不明</p> <p>住所：<u>London, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland</u></p> <p>国連制裁委員会による指定日：<u>2018年10月15日(2019年10月11日に改訂)</u></p> <p>その他の情報：2014年7月に、イラクのアル・カーイダ(453. に指定した団体)としてリストに掲載されているISIL(いわゆる「イスラム国」)に忠誠を誓った。2014年9月に英国において収監された後、2018年10月に仮釈放され、2021年7月に刑期が終了する。同人对する</p>

<p>るインターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク： https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals</p> <p>[772. ～778. 略]</p>	<p>国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク： https://www.interpol.int/en/notice/search/un/xxxx</p> <p>[772. ～778. 同左]</p>
<p>選定・検出の [] の記載は出題の №。</p>	

○国家公安委員会告示第四十号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年十月二十五日

国家公安委員会委員長 武田 良太

名簿記載者公告番号QI-291（アンジェム・チャウダリー（ANJEM CHOUDARY））

1 変更前

住所 Frankland Prison, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

名簿に記載された年月日 2018年10月15日

その他参考となるべき事項 2014年7月に、イラクのアル・カーイダ（QE-48）としてリストに掲載されているISIL（いわゆる「イスラム国」）に忠誠を誓った。2018年10月に仮釈放予定で2014年9月に英国において収監された。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/notice/search/un/xxxx>

2 変更後

住所 London, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

名簿に記載された年月日 2018年10月15日 (2019年10月11日に改訂)

その他参考となるべき事項 2014年7月に、イラクのアル・カーイダ (QE-48) としてリストに掲載されているISIL(いわゆる「イスラム国」)に忠誠を誓った。2014年9月に英国において収監された後、2018年10月に仮釈放され、2021年7月に刑期が終了する。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェア・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>